

第2次玄海町障がい者計画

平成29年3月
玄海町

はじめに

本町では、これまで障害のある人が安心して暮らすことのできる環境をつくるため、玄海町障害者計画を平成19年3月に策定し、社会参加の促進や生活支援・就労支援、福祉サービスの充実を図って参りました。こうした中、平成23年には、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定が行われ、平成24年には、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、障害者優先調達推進法の制定が行われました。さらに、平成25年には、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法が制定されたところです。これらの法整備が行われたことにより、平成26年には「障害者の権利に関する条約」を批准しており、障害者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

本計画は、障害者基本法に基づく国・県の計画を基本として、本町における障害者の状況等を踏まえ策定したもので、今後は、本計画に基づいて障害のある人やその御家族に対する支援の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で、共に支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちの実現を目指すものです。

また、障害のある人、一人ひとりがその能力と適正を生かし、安心して日常生活や社会生活を送るために地域の皆様には御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査に御協力いただきました町民や関係者の皆様をはじめとして、熱心に御議論いただきました玄海町障害者策定委員会委員の皆様、計画の策定にあたり、貴重な御意見や多大な御協力をいただきました皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

玄海町長 岸本 英雄



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
3. 計画の理念と体系	2
4. 計画の策定体制	4
第2章 統計からみる玄海町の現状	5
1. 人口の動向	5
2. 身体障がい者の状況	7
3. 知的障がい者の状況	8
4. 精神障がい者の状況	9
第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策	10
1. 「安心」 地域で安心して生活するために	10
(1) 生活支援のための環境づくり	10
(2) 安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保	16
(3) 保健・医療の充実	20
2. 「自立」 自分らしく生きるために	23
(1) 教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興	23
(2) 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援	27
3. 「交流」 とともに支え合い、いきいきと暮らすために	33
(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	33
(2) 情報化の促進とコミュニケーションの支援	38
第4章 計画の推進体制	43
1. 関係機関との連携	43
2. 計画の進行管理体制	43
参考資料	44
1. 第2次玄海町障害者計画策定委員会設置要綱	44
2. 第2次玄海町障害者計画策定委員会委員名簿	45
3. 用語解説	46



第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国は、平成26年1月、障害者権利条約の批准・締結を行いました。この条約の締結に必要な国内法の整備や、障がいがある人の範囲の見直し、意識や行動の改革に至るまで、様々な、大きな変革がなされています。

このような近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成19年3月に策定した「玄海町障害者計画及び障害福祉計画」を見直し、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題に対応した、新しい「玄海町障がい者計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者のための計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、本町の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

また、発達障害者支援法に基づき、市町村は、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への相談支援等の責務を有しており、障害者基本法の改正においても発達障がい者が障がい者に含まれることが明示されたことから、本計画は、発達障がい者の支援に関する計画としても位置づけます。

本計画は、上位計画である「第五次玄海町総合計画」や「玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、国・県の計画との整合性を図っています。

なお、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

3. 計画の理念と体系

(1) 基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

この計画によって、障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民がそれぞれの人格と個性を理解し、尊重し、支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域でともに生きる社会を目指します。

(2) 計画の体系

1. 「安心」 地域で安心して生活するために

(1) 生活支援のための環境づくり

- 1 地域生活支援・サービスの充実
- 2 ケアマネジメント体制の充実
- 3 相談支援体制の充実
- 4 ボランティア活動の育成・支援
- 5 住宅環境の充実

(2) 安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保

- 1 安心・安全の環境づくり
- 2 防犯・防災体制の充実
- 3 消費者としての障がい者の保護の推進

(3) 保健・医療の充実

- 1 総合的な健康づくりの推進
- 2 保健活動の推進
- 3 医療・リハビリテーション体制の充実

2. 「自立」 自分らしく生きるために

(1) 教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 教育環境の充実
- 2 インクルーシブ教育システムの構築
- 3 スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
- 4 関係機関の連携

(2) 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

- 1 雇用の促進
- 2 総合的な就労支援の推進
- 3 障がい者雇用に対する理解の促進
- 4 経済的自立の支援

3. 「交流」 ともに支え合い、いきいきと暮らすために

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1 理解・啓発活動の推進
- 2 学校や地域における福祉教育の推進
- 3 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 4 権利擁護の推進

(2) 情報化の促進とコミュニケーションの支援

- 1 情報提供の充実
- 2 交流・ふれあいの場の充実
- 3 外出・移動支援の充実

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

心身に障がいのある方々の生活の現状やニーズを把握するためにアンケートにお答えいただき計画策定の基礎資料を得る目的で実施しました。

- 調査地域 玄海町全域
- 調査対象 町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 標本数 374人
- 抽出方法 悉皆
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成28年9月16日～平成28年10月14日

	件数	割合
配付数	374通	100.0%
回収数	223通	回収率 59.6%

(2) 策定委員会の設置

計画案を検討するため、「第2次玄海町障害者計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。策定委員会は保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。



第2章

統計からみる玄海町の現状

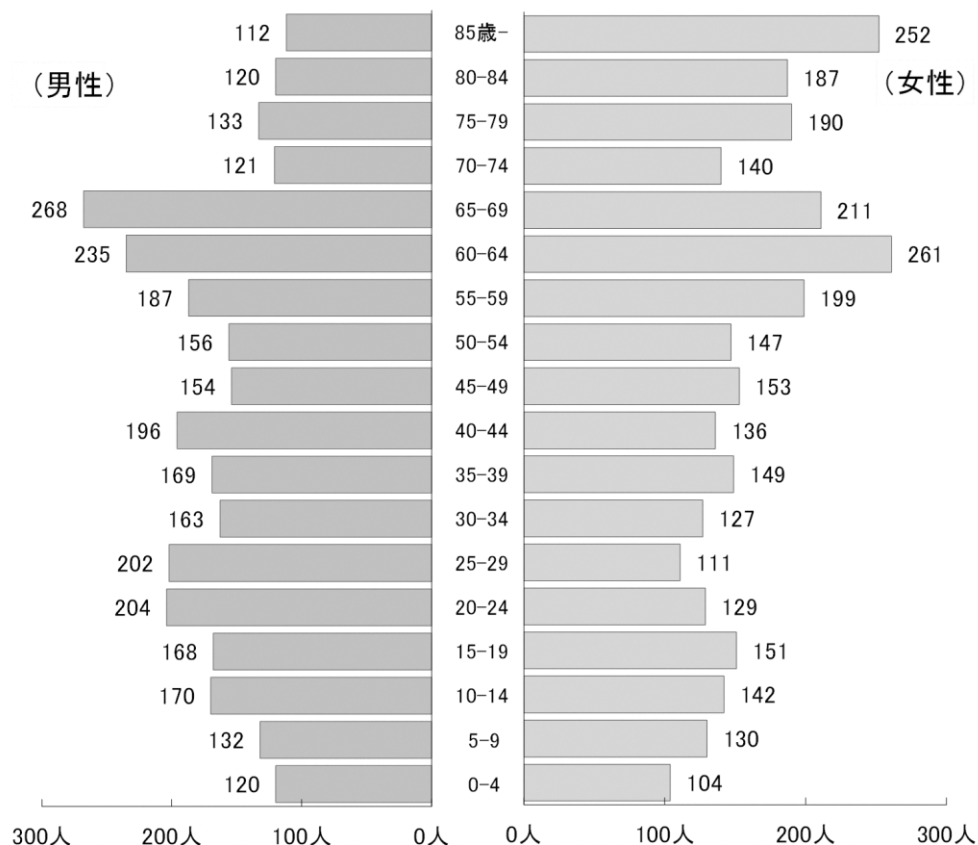
1. 人口の動向

(1) 人口構造

本町の総人口は5,929人であり、うち、男性は3,010人、女性は2,919人となっています。そのうち、高齢者の人口は1,734人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は29.2%と約3割となっています。高齢化率は男性（25.0%）よりも女性（33.6%）の方が高くなっています。

人口ピラミッドをみると、現在、最も人口の多い階層は、男性は65～69歳、女性は60～64歳となっています。

図表 1 人口ピラミッド



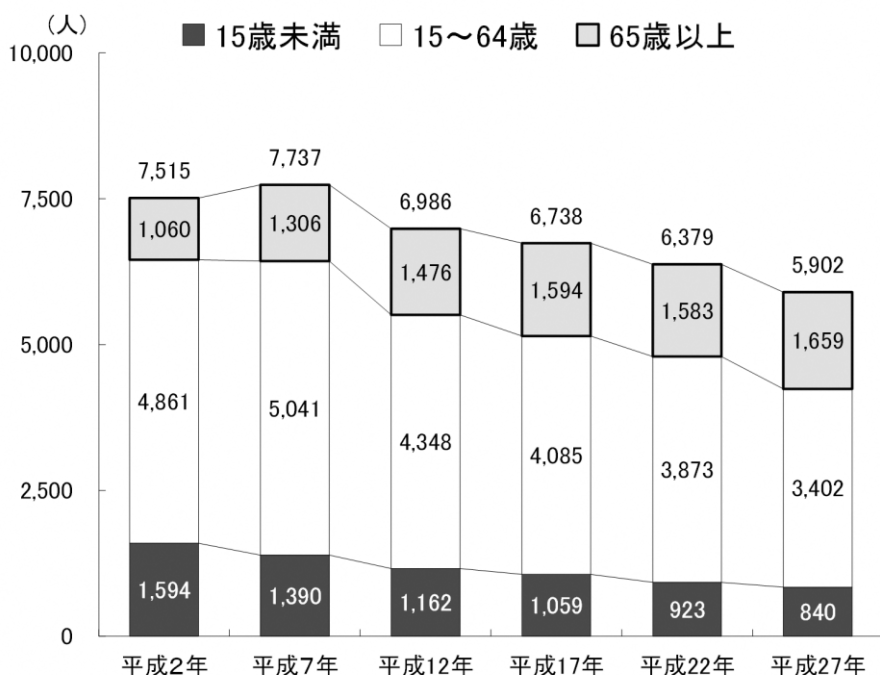
資料：住民基本台帳

平成28年10月1日現在

(2) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は平成7年以降、減少傾向にあります。平成27年度は5,902人と、平成7年と比べて23.7%減少しています。

図表2 年齢3区分人口の推移

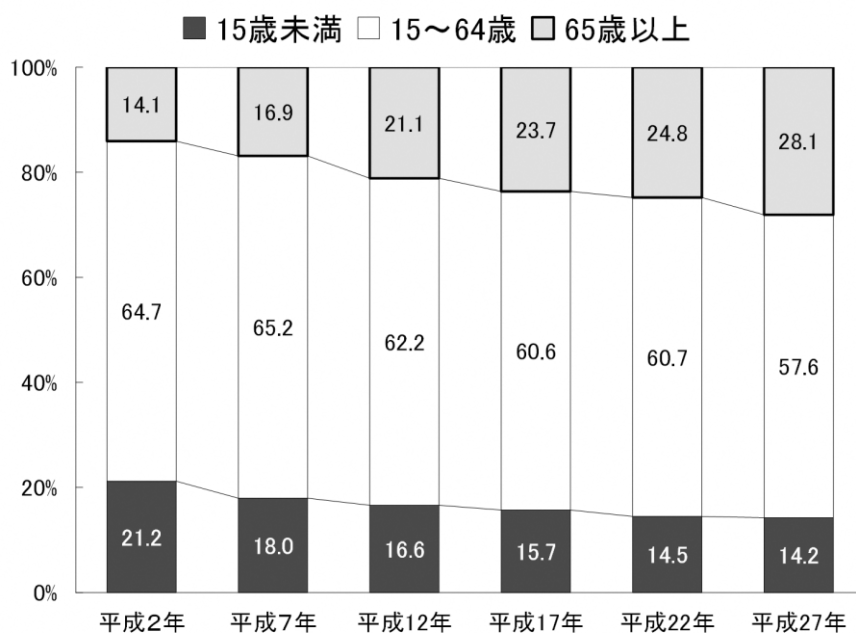


資料：国勢調査

各年10月1日現在

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は必ずしも一致しません。

図表3 年齢3区分別構成比



資料：国勢調査

各年10月1日現在

2. 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は図表 4 に示すとおりです。うち、重度者（1、2級）の割合は 47.6% であり、全体のほぼ半数となっています（平成 27 年度末現在）。

本町の身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年度末現在 307 人となっており、そのうち、65 歳以上の高齢者が 231 人で全体の 75.2% を占めています。総人口に占める本町の身体障がい者の割合は 5.2% であり、これは町民の 20 人に 1 人に相当します。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 155 人（50.5%）と最も多く、次いで、内部障がい 89 人（29.0%）となっています（図表 6）。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	87	91	106	97	97
2級	56	52	55	49	49
3級	50	46	42	38	39
4級	69	73	77	73	73
5級	32	32	30	27	27
6級	26	28	25	25	22
合計	320	322	335	309	307

各年度末現在

図表 5 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18歳未満	3	5	7	7	6
18～64歳	79	82	74	73	70
65歳以上	238	235	254	229	231
合計	320	322	335	309	307

各年度末現在

図表 6 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	38	37	40	36	36
聴覚・平衡機能障害	33	36	31	28	26
音声・言語障害	3	2	1	1	1
肢体不自由	176	172	176	160	155
内部障害	70	75	87	84	89
合計	320	322	335	309	307

各年度末現在

3. 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は、平成27年度末現在74人となっており、横ばい傾向にあります。

障がい程度別に見ると、B判定が42人（56.8%）であり、A判定の32人（43.2%）と比べて多くなっています。また、年齢階層別に見ると、18歳未満は7人、18歳以上は67人となっており、18歳以上が90.5%を占めています（平成27年度末現在）。

平成27年度末現在における、総人口に占める本町の知的障がい者の割合は1.2%となっています。

図表7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A判定	33	33	33	33	32
B判定	40	40	39	39	42
合計	73	73	72	72	74

各年度末現在

図表8 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18歳未満	5	4	5	6	7
18歳以上	68	69	67	66	67
合計	73	73	72	72	74

各年度末現在

4. 精神障がい者の状況

平成27年度末現在における本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は20人となっています。

障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の75.0%を占めています。また、総人口に占める本町の精神障がい者の割合は0.3%（平成27年度末現在）となっています。

図表9 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	3	3	3	1	2
2級	11	10	12	11	15
3級	1	1	2	3	3
合計	15	14	17	15	20

各年度末現在



第3章

各分野における現状と課題及び具体的な施策

1. 「安心」 地域で安心して生活するために

(1) 生活支援のための環境づくり

(施策体系)

1 地域生活支援・サービスの充実

在宅福祉サービスの充実

多様な日中活動の場づくり

地域生活支援事業の充実

入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実

2 ケアマネジメント体制の充実

ケアマネジメント体制の整備

サービス利用計画の活用

3 相談支援体制の充実

身近な相談機会の充実

相談支援体制の整備

地域自立支援協議会の運営・充実

民生委員・児童委員の相談活動の充実

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員との連携

関係機関との連携強化

人材の育成

I T (情報技術) への対応強化

4 ボランティア活動の育成・支援

ボランティアの育成支援

地域に根ざした福祉活動の促進

地域におけるサロン活動の拡充
ボランティアに対する広報活動の充実

5 住宅環境の充実

公営住宅整備に際しての配慮
住宅改造の促進

障がいのある人が感じる悩みや不安は、障がいの部位や程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって異なりますが、障がい者ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられるようにすることがなにより大切であると考えています。

アンケート調査結果から、配偶者や親、子どもなど、家族や親族に介助されている障がい者が多いことが分かりますが、介護者が今後高齢化していくことで、介護の負担感は今後ますます高まることが想定されます。

また、障がい者を介護する人が困っていることとして最も多く挙げられていたのは、「自分自身の健康が不安」(26.3%)であり、介護者の将来に対する不安は大きいものと考えられます。同時に、障がい者自身も、今後、家族との死別等で介護する人がいなくなってしまうのではとの不安があると考えられます。

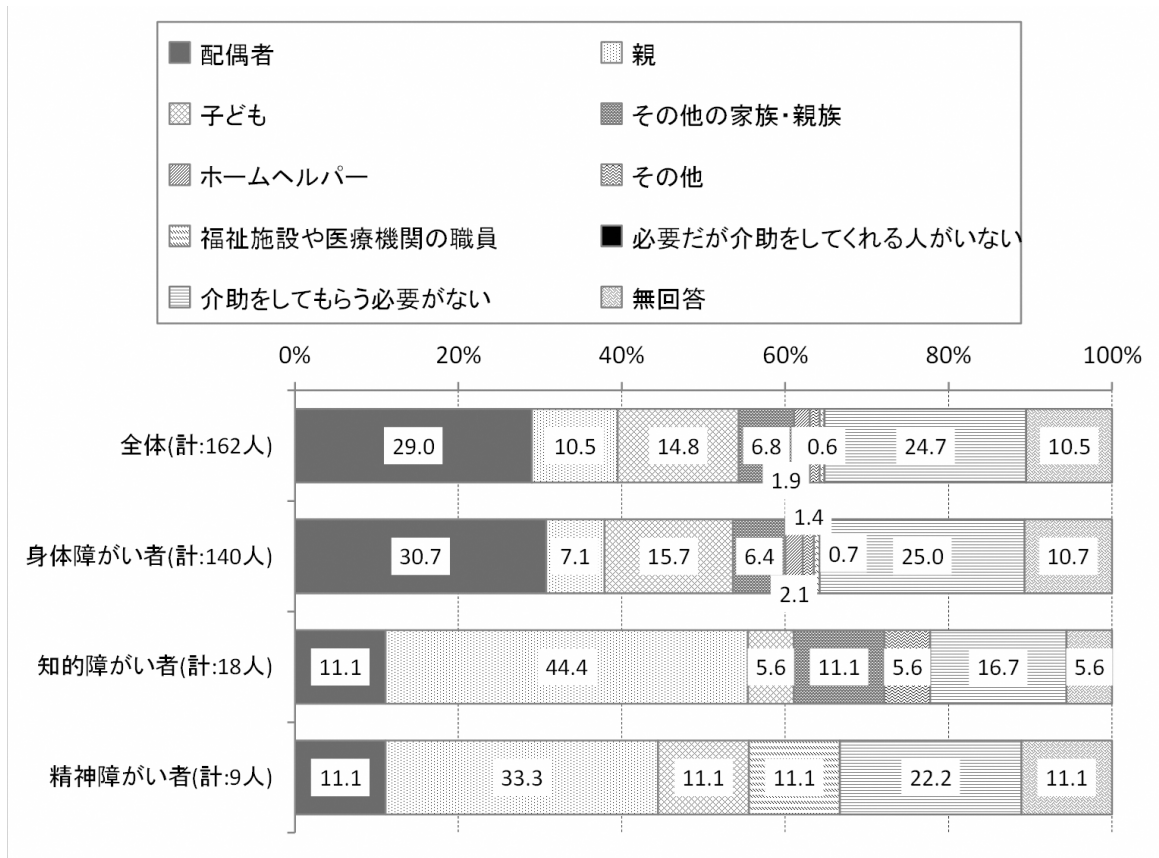
さらに、「将来の見通しが立てられない」と回答した介護者は10.1%となっており、「心身ともに疲れる」との回答も18.2%あります。障がいのある人やその家族が疲弊し、将来に対する不安感を抱えたまま日々の生活を送っている人が一定数存在することは、大きな課題です。

本町では、玄海町社会福祉協議会に設置されている玄海町総合相談窓口や住民福祉課窓口において、障がいのある人やその家族からの相談を受け付けていますが、この窓口をさらに周知するとともに、障がいのある人の個々のケースに迅速かつ柔軟に対応できるよう、専門性を高めていく必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。しかしながら、これまで述べたように、本町の障がい者は配偶者や親、子どもなど、家族や親族に介助を依存している状況にあることから、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実も図っていく必要があります。

第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策
 (1. 「安心」 地域で安心して生活するために)

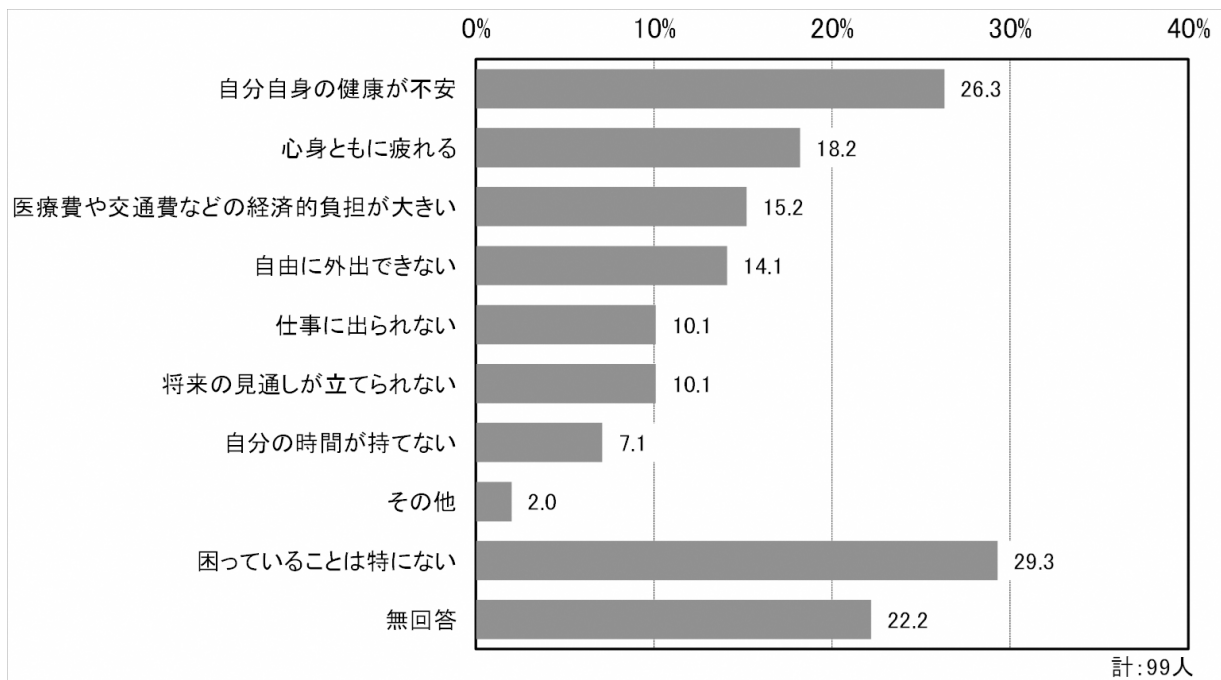
図表 10 主な介助者



資料：アンケート調査

平成 28 年度

図表 11 介護者が困っていること



資料：アンケート調査

平成 28 年度

1 地域生活支援・サービスの充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
在宅福祉サービスの充実	障がいのある人が地域で生活していく上で、さまざまなニーズに対応したサービスを身近な地域で受けられることが地域での暮らしを支えていくことから、居宅介護など、居宅を中心として暮らす障がいのある人への福祉サービスの充実に努めます。
多様な日中活動の場づくり	障がいのある人が日中を仲間と過ごすための場として、また、生きがいのある生活を送るための場として、障がいの状況や年齢に応じて、地域での日々の生活が送れるよう、生活介護、放課後等デイサービス、日中一時支援など、さまざまな日中活動の場の確保に努めます。
地域生活支援事業の充実	年齢や障がい種別等にかかわらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。
入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実	自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の整備を図ります。また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等が連携し、地域の障がい者を支援するための体制整備を検討します。

2 ケアマネジメント体制の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
ケアマネジメント体制の整備	障がいのある人自身が必要なサービスを選択して利用するために、障がいの程度や健康状態などに応じたサービスの選択などを支援する助言やケアマネジメント体制の整備に努めます。
サービス利用計画の活用	長期間の入所・入院から地域生活へ移行する人や家族・周囲からの支援が得られないひとり暮らしの人、重度者などの、自分で障がい福祉サービスの利用を調整することが難しく計画的な支援を必要とする人を対象として、十分なケアマネジメントが実施できるよう相談支援(サービス利用計画作成)の活用を促進します。

3 相談支援体制の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
身近な相談機会の充実	障がい者諸団体の定期的な集まりの場を活用するなど、身近なところで気軽に相談でき、必要な情報を的確に提供する機会の充実に努めます。
相談支援体制の整備	相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めるとともに、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援の充実を進めます。
地域自立支援協議会の運営・充実	障がいのある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を主な目的とした地域自立支援協議会の運営・充実に努めます。
民生委員・児童委員の相談活動の充実	障がいのある人が身近な地域で気軽に相談することができるよう、民生委員・児童委員による相談活動を支援するとともに、活動の周知を図ります。
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員との連携	身近な地域で、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して問題の解決を図る身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の活動に対して、必要な情報提供を行うなど、一層の支援・連携に努め、相談活動の周知及び活動の充実を推進します。
関係機関との連携強化	障がいのある人やその家族を支えるため、福祉・保健・医療・教育・就労など専門的な機関、福祉サービス事業者やその他民間団体と連携し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。
人材の育成	ボランティアなど、障がいのある人を支える担い手の養成・確保に努めるとともに、研修や講座など、地域活動への参加を動機づけるための取組を推進します。また、障がいのある人が自らの体験などを通じて相談等を行うピアカウンセラーの養成に努めます。
IT（情報技術）への対応強化	急速に普及しているIT機器を活用した聴覚障がい者や視覚障がい者等への相談業務及び生活支援が行えるよう、ITへの対応を強化していくとともに、障がい者がIT機器やインターネット等の利用ができるよう支援を充実します。

4 ボランティア活動の育成・支援

〈具体的な施策〉

施策名	内容
ボランティアの育成支援	ボランティア育成のための講座や研修等の内容の充実を図るとともに、ボランティアを必要としている施設や障がい者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備の促進に努めます。
地域に根ざした福祉活動の促進	各地区の民生委員・児童委員、ボランティア、各種福祉団体等、地域福祉の担い手となる方々や団体のネットワーク化を促進し、公民館などの身近な拠点を利用した住民主体の地域サロンや、地域の住民が参加しやすい活動づくりを促進します。
地域におけるサロン活動の拡充	地域でのサロン活動の枠を拡げ、障がい者の参加も可能となるよう、講師の派遣などサロン活動への側面的支援を行い、地域における支え合いの基礎となる住民の交流やふれあいの機会の拡充を図ります。
ボランティアに対する広報活動の充実	町の広報紙等を利用して、継続的に町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図り、ボランティアに対する広報活動の充実を図ります。

5 住宅環境の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
公営住宅整備に際しての配慮	町営住宅等の公営住宅の整備の際には、障がいのある人が安心して快適な生活を送れるよう配慮します。
住宅改造の促進	住宅リフォームに関する相談体制を整備し、住宅改造を促進します。

(2) 安全・安心な暮らしが実感できる生活の確保

(施策体系)

1 安心・安全の環境づくり

ユニバーサルデザインの普及・啓発
公共施設・設備の整備・改善
道路環境の整備・改善
身体障がい者用駐車場の確保

2 防犯・防災体制の充実

災害の知識及び対処法についての啓発、広報
緊急通報体制の整備、充実
防犯対策の充実
地域防災ネットワークの確立
福祉避難所の整備推進
避難行動要支援者名簿の作成と関係機関との連携

3 消費者としての障がい者の保護の推進

消費者トラブルの防止

近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害により、多くの尊い命や財産が失われています。また、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を検証しても、特に配慮が必要な高齢者や障がい者の多くが被災し困難に直面したことが分かります。

アンケート調査結果をみると、火事や地震等の災害時に一人で避難できないと回答した人の割合は半数(50.2%)となっています。また、災害時の避難先を「知らない」と回答した障がい者は全体のほぼ6割(58.7%)を占めており、災害時の備えをしている障がい者の割合も21.1%に留まっています。

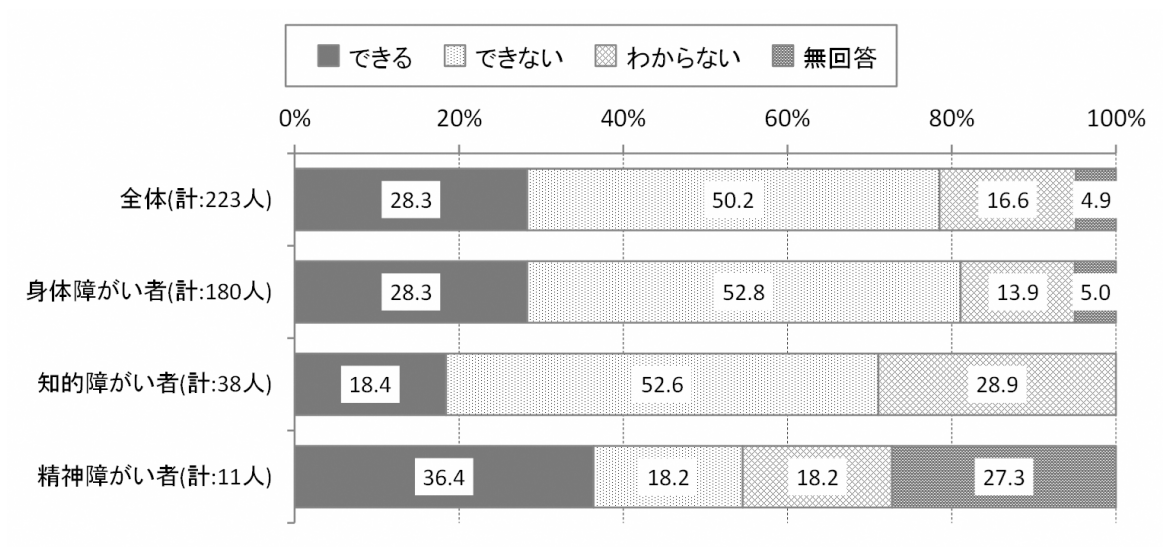
災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、災害時避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めておく必要があります。さらに、災害時における町民の、自助・互助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者

自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

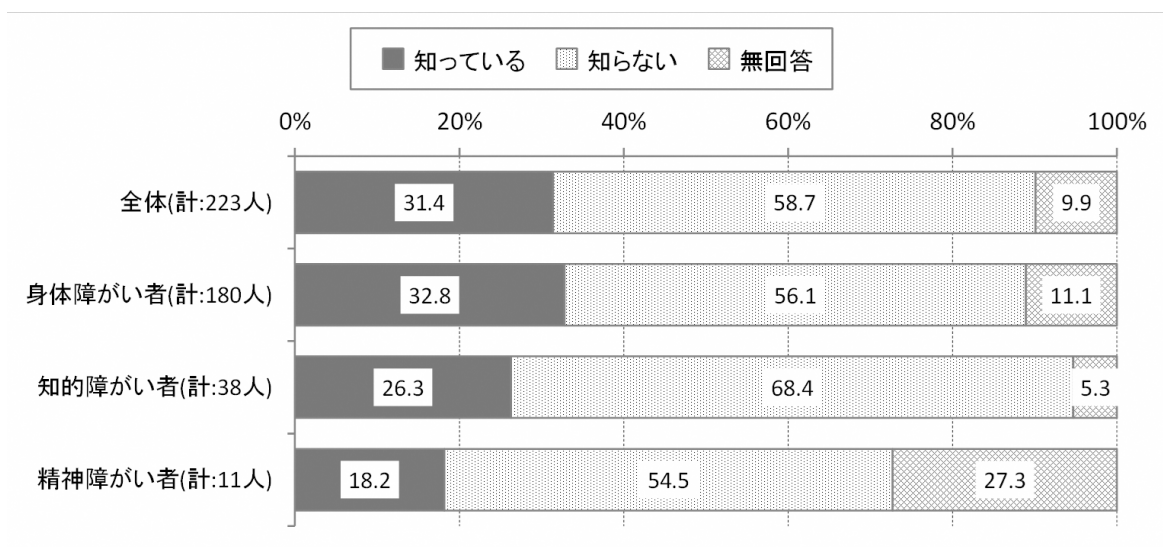
図表 12 災害時に一人で避難できるか



資料：アンケート調査

平成 28 年度

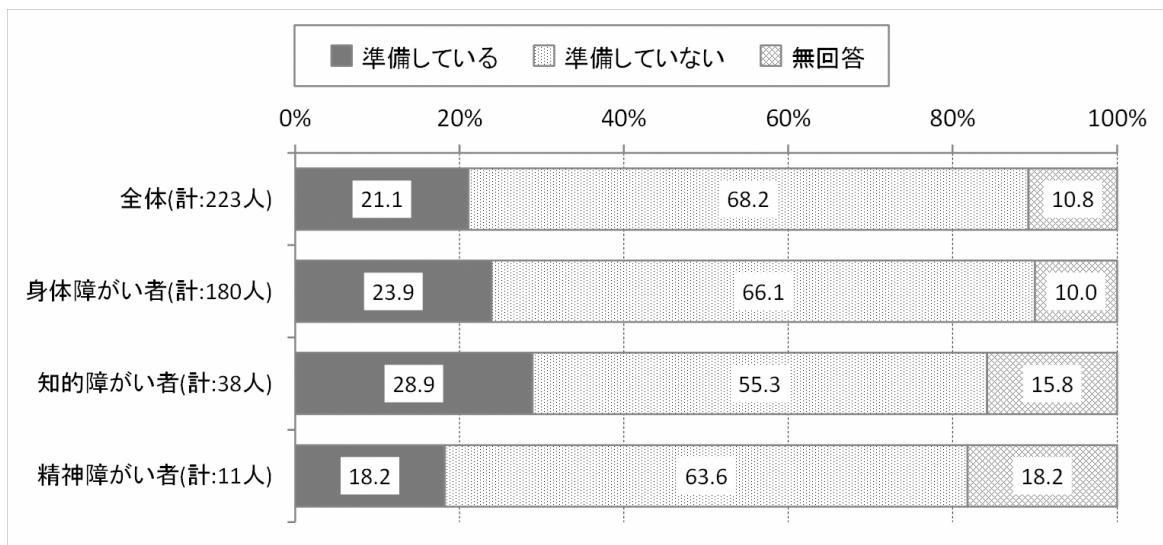
図表 13 災害時の避難先を知っているか



資料：アンケート調査

平成 28 年度

図表 14 災害に備えて準備をしているか



資料：アンケート調査

平成 28 年度

1 安心・安全の環境づくり

<具体的な施策>

施策名	内容
ユニバーサルデザインの普及・啓発	誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するために、建築物や公園、道路、公共設備、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、町民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方に関する普及・啓発を図ります。
公共施設・設備の整備・改善	公共施設や設備について、障がいのある人も安心して利用できるよう、身体障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善や段差の解消等を図り、バリアフリー化を推進します。また、公共施設を新規に設置する際には、障がいのある人の意見を聞く機会を設けるよう努めます。
道路環境の整備・改善	町内の道路環境の状況について、チェックリスト等の活用による把握・確認を検討するとともに、安全な歩行空間が確保できるよう、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ライン点字ブロックの設置など、幹線道路を中心とする計画的な道路環境の改善を推進します。また、道路標識や案内板の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善についても関係機関と協議しながら推進します。
身体障がい者用駐車場の確保	身体障がい者用駐車場について、多くの人が利用する場所や施設などを中心に、十分な確保と適切な利用の促進を図ります。

2 防犯・防災体制の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
災害の知識及び対処法についての啓発、広報	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、防災マップ、広報紙などを通じて啓発します。
緊急通報体制の整備、充実	障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ファックス 110 番等、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。また、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、聴覚障がい者に消防署からメールを配信する等の体制整備及び制度に対する周知を進めます。
防犯対策の充実	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。また、障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。
地域防災ネットワークの確立	自治会の防災活動を一層充実させるとともに、自主防災組織の育成を積極的に推し進めていきます。町民と防災情報を共有化することで、自主防災組織、消防機関等と連携した防災ネットワークづくりを進めます。
福祉避難所の整備推進	福祉避難所の場所や、災害が発生した場合の開設時期、避難方法等の周知を図り、避難体制の強化に努めます。また、障がい特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。
避難行動要支援者名簿の作成と関係機関との連携	避難行動要支援者名簿の整備を強化し、情報の更新や修正等を随時行うことができるよう、民生委員、自主防災組織と連携を図るとともに、その名簿情報を警察、消防団、社会福祉協議会等と共有し、地域全体で見守る連携体制の構築に努めます。

3 消費者としての障がい者の保護の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
消費者トラブルの防止	障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、町報「広報玄海」やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。

(3) 保健・医療の充実

(施策体系)

1 総合的な健康づくりの推進

健康づくり支援体制の充実

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育の促進

生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進

精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進

2 保健活動の推進

保健指導の充実

各種検診の充実

人材の育成

3 医療・リハビリテーション体制の充実

医療・リハビリテーション体制の整備

適切な医療・リハビリテーションへつなぐ支援

生まれたときからの障がいや、事故や生活習慣病の後遺症、難病から障がいになった方など、障がいの原因は様々です。

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果をもつものと考えられます。

また、先天的な障がいについても、これを予防あるいは早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

本町では、乳児、1歳6か月児、3歳児への健康診査等を実施し、成長・発達の確認や課題の早期発見に努め、必要に応じ乳幼児発育相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。また、妊産婦・新生児についても、訪問等による子育て環境の見守りを含めた支援体制を構築しています。

精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、

早期に医療につなげ、重症化を防止することも可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取組が必要です。

1 総合的な健康づくりの推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
健康づくり支援体制の充実	障がいのある人の心身の状態に応じて、適切な個別相談や医療機関での受診につながる体制の充実を図り、障がいのある部位以外も含めた、総合的な健康づくりに対する支援を図ります。
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育の促進	医療機関との連携を図り、乳児健康診査等により疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進	健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	医療機関と連携しつつ、保健師による精神保健相談や訪問相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。また、心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

2 保健活動の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
保健指導の充実	保健分野におけるフォロー体制の充実に取り組み、栄養指導などの適切な保健指導の推進を図ります。
各種検診の充実	在宅で生活する障がいのある人について、生活習慣病や疾病予防のため、各種検診の充実を図り、受診しやすい体制づくりに努めます。また検診後も、家庭における健康管理に関する指導を行うなど、個人の健康状態に応じたフォロー体制の充実に努めます。
人材の育成	保健活動の体制強化を図るため、保健師や看護師などの専門職員の確保、人材の育成及び資質の向上に努めます。

3 医療・リハビリテーション体制の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
医療・リハビリテーション体制の整備	症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や町内の医療機関、周辺の市町及び県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション体制の整備を図ります。
適切な医療・リハビリテーションへつなぐ支援	難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や町内の医療機関、周辺の自治体及び県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション情報を収集し、提供していきます。

2. 「自立」 自分らしく生きるために

(1) 教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興

(施策体系)

1 教育環境の充実

保育所等訪問支援サービスの充実
療育体制の整備、充実
教育相談、就学指導体制の充実
特別支援教育の推進
就労先の確保

2 インクルーシブ教育システムの構築

個々の特性に応じた教育支援の実践
障がい児保育等の充実
教職員の資質の向上
学校施設のバリアフリー化

3 スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

文化活動の支援
各種イベント等への参加促進
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進
人材の育成

4 関係機関の連携

協力・連携体制の充実
コーディネーターの配置

発達に課題のある子どもや障がい児の保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。しかし、アンケート調査結果からも、障がいのあるお子さんのことで誰にも相談していないと回答した人もおり、相談したい気持ちがあるにも関わらず相談していない(できない)理由として、相談するところが分からないという声もありました。相談窓口の周知や気軽に相談できる体制づくりが今後求められていることが分かります。

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのあるなしに関わらず、できる限り共に教育を受けることが本来の姿です。一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育（障がいのある、なしに関わらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育）システムを推進しなければなりません。

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な学びの場のそれぞれの充実を図る必要があります。

障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化活動等に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上でも大変重要です。障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

1 教育環境の充実

<具体的な施策>

施策名	内容
保育所等訪問支援サービスの充実	専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援に必要な量の確保に努めます。
療育体制の整備、充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児にかかわる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。
教育相談、就学指導體制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

施策名	内容
特別支援教育の推進	普通学級に在籍する、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、適切な指導や支援が行えるよう関係機関と連携し、特別支援教育体制の整備に努めます。
就労先の確保	卒業後の進路について、障がい児が自立して生活していけるよう、ハローワーク(公共職業安定所)や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

2 インクルーシブ教育システムの構築

<具体的な施策>

施策名	内容
個々の特性に応じた教育支援の実践	障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。
障がい児保育等の充実	障がいのある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受入を行うよう人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。また、学童保育についても、できる限り障がい児の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。
教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、障がい児担当者の研修等を一層充実させ、LD(学習障がい)やAD/HD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症など、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。
学校施設のバリアフリー化	障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、学校等の建物や設備を、障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。

3 スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。
各種イベント等への参加促進	町主催の各種行事、各種イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、まつり等の地域行事に障がい者の参加を促進するため、手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。また、障がい者自身が各種イベントの企画、立案に参画できる体制の構築を図ります。また、開催にあたっては、広報等で開催情報を広く発信しながら、コミュニケーション支援事業や移動支援事業などを活用し、参加機会の拡大に努めます。
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進	障がい者の活動の場をひろげるため、あらゆる障がい者の利用に配慮して、段差の解消や身体障がい者用トイレの設置など、障がいのある人の利用に適した施設の整備・充実を推進します。
人材の育成	スポーツ・文化活動における指導者、ボランティアなどの人材の育成・確保に努めます。

4 関係機関の連携

〈具体的な施策〉

施策名	内容
協力・連携体制の充実	早期療育・教育支援体制の充実を図るため、教育・療育・福祉・保健の各分野の連携による情報交換・協力体制づくりに努めます。
コーディネーターの配置	学校と福祉をつなぐ専門的な知識を有するコーディネーター等(特別支援教育コーディネーターや学校ソーシャルワーカーなど)の配置を検討するとともに、研修等を実施し、必要な人材の確保に努めます。

(2) 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

(施策体系)

1 雇用の促進

障がい福祉サービスによる就労支援の推進
雇用機会の提供
資格取得の経費支援
労働環境の整備促進
職場における障がい者理解の啓発

2 総合的な就労支援の推進

相談・助言体制の充実
各種助成制度の普及・啓発
福祉的就労の充実
就労定着支援の充実

3 障がい者雇用に対する理解の促進

法定雇用率の達成指導
事業主等への啓発、広報
障がい者と家族の就労に対する意識の向上

4 経済的自立の支援

年金、手当制度の周知及び充実
税の減免、各種割引制度の周知及び充実
公共施設利用料等の割引制度活用の促進

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、また、障がい者自身の生きがいにもなります。

アンケート調査結果をみると、現在就労している障がい者の割合は 37.7%（現在通園・通学している人と無回答を除外して算出）となっています。

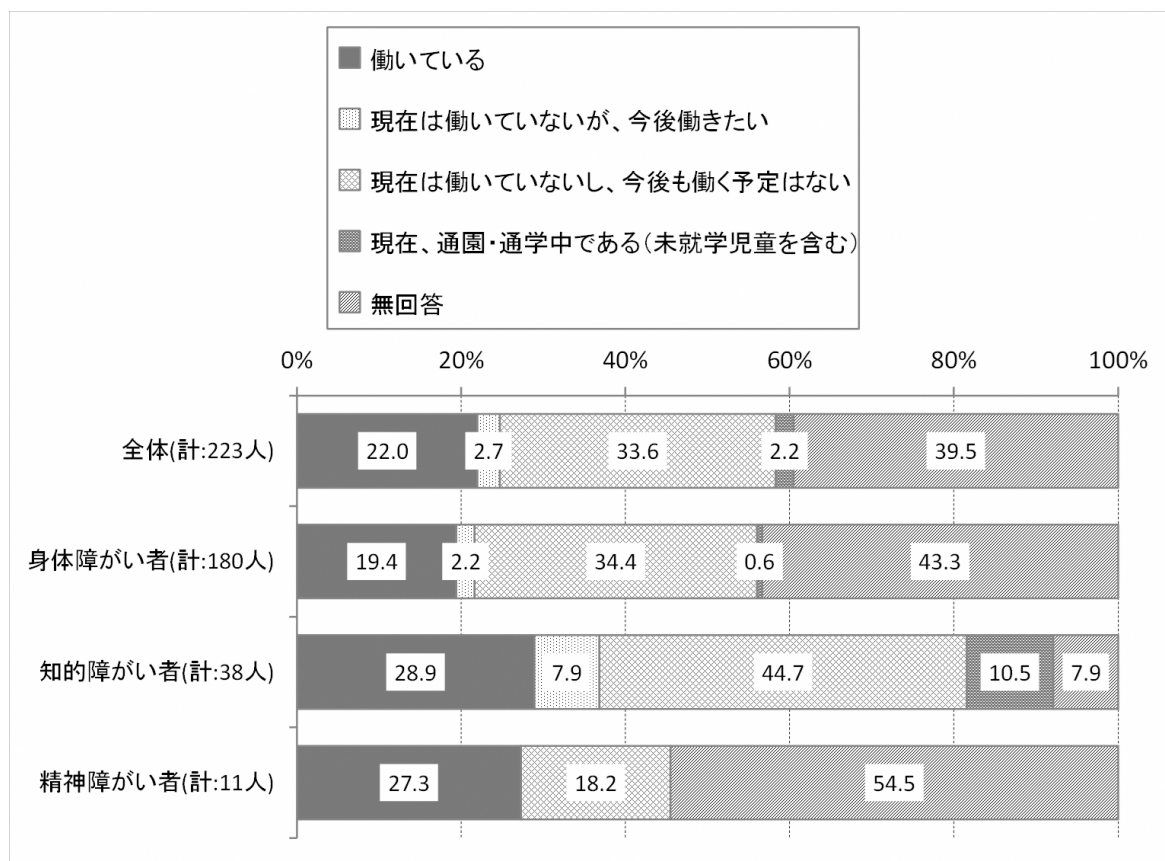
知的障がい者は正社員・正職員として就労している人がおらず、約7割（72.7%）が施設・作業所などで働いている福祉的就労であることが分かります。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、ま

第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策
 (2. 「自立」 自分らしく生きるために)

た、働く場として、一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

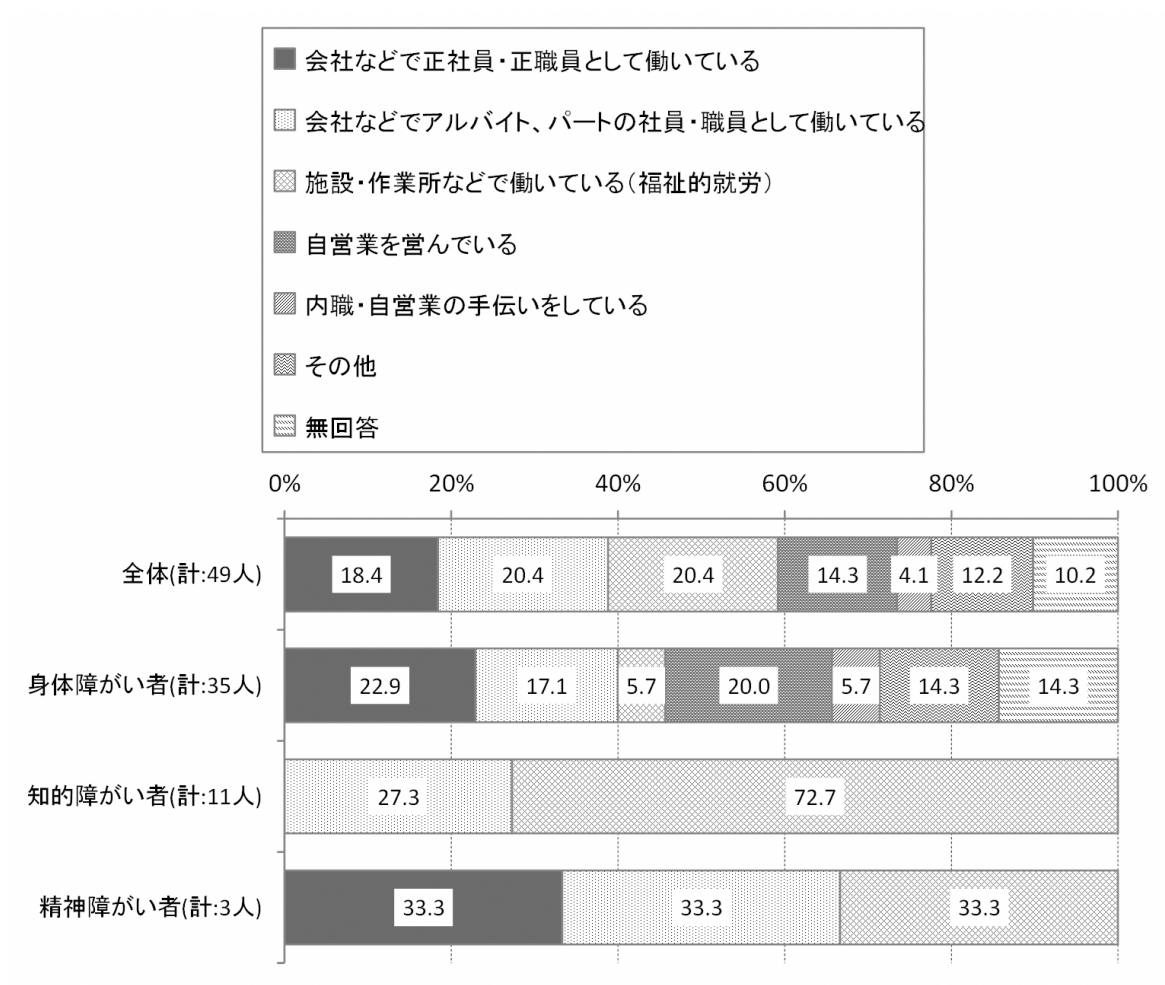
図表 15 就労状況



資料：アンケート調査

平成 28 年度

図表 16 就業形態



資料：アンケート調査

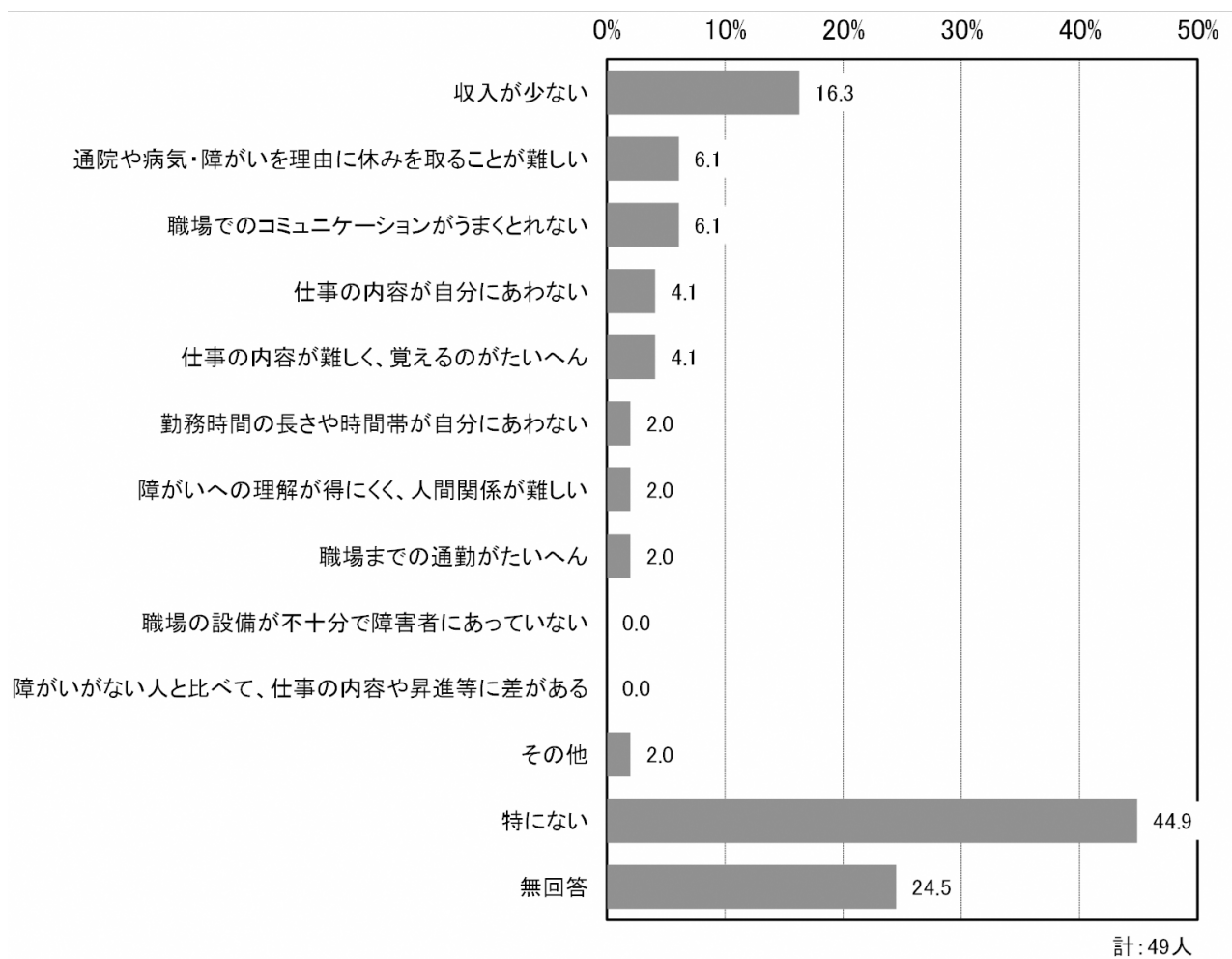
平成 28 年度

現在就労していない人のうち、就労意欲がある人の割合は7.4%となっていますが、障がい種別により顕著な差がみられ、知的障がい者では15.0%と就労に意欲を持っている人の割合が比較的高いことが分かります。

仕事のことで悩んでいることや困っていることで1番多く挙げられているのが収入の少なさに関するのですが、職場でのコミュニケーションの難しさや休みの取りづらさなど、障がいを理由とした様々な障壁に悩む実態が浮かび上がっています。障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化を図るとともに、周囲の方や企業が障がい者を理解する必要があります。働く意欲と能力のある障がい者がごく普通に働ける社会をつくるために、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策
 (2. 「自立」 自分らしく生きるために)

図表 17 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料：アンケート調査

平成 28 年度

1 雇用の促進

<具体的な施策>

施策名	内容
障がい福祉サービスによる就労支援の推進	一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行を支援する就労移行支援を推進し、個々の希望や特性に応じた職場探しを支援します。
雇用機会の提供	本人の特性に応じた職域の開発や就労実習の場を拡大するため、公共職業安定所などとの連携を図り、障がいのある人の試行雇用などに関わる取組（障害者トライアル雇用など）の実施を促進するとともに、ジョブコーチ制度などを活用し、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。また、地元企業と連携し、幅広く就労機会の創出を図ります。
資格取得の経費支援	障がいのある人が就労の機会を得るために必要な資格取得の経費支援を行います。
労働環境の整備促進	障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
職場における障がい者理解の啓発	就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。

2 総合的な就労支援の推進

<具体的な施策>

施策名	内容
相談・助言体制の充実	公共職業安定所等との連携を図り、就労支援から就労後のフォローまで一貫した、適切な相談・助言体制の充実を図ります。
各種助成制度の普及・啓発	公共職業安定所等との連携のもと、企業や事業主に対して、各種助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。
福祉的就労の充実	一般就労は困難ではあるものの、就労を希望する障がいのある人が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援等を活用した福祉的就労に対する支援を行います。
就労定着支援の充実	就労移行支援事業等で就職後の職場定着支援を行うほか、ジョブコーチ制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

3 障がい者雇用に対する理解の促進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
法定雇用率の達成指導	法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。
事業主等への啓発、広報	公共職業安定所等との雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。また、精神障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して精神障がいの正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。
障がい者と家族の就労に対する意識の向上	障がい者の就労を促進するためには、障がい者自身の就労意識だけでなく、家族の理解と後押しが極めて重要です。働く能力のある障がい者の就職による自立を促進するため、障がい者の働く権利、社会への貢献、経済的自立などの視点から、障がい者とその家族を対象に、障がい者の就労に対する意識の向上を図ります。

4 経済的自立の支援

〈具体的な施策〉

施策名	内容
年金、手当制度の周知及び充実	障がい者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、各種制度の充実を国や県に働きかけていきます。
税の減免、各種割引制度の周知及び充実	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大を国等に働きかけていきます。
公共施設利用料等の割引制度活用の促進	町内外の公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。

3. 「交流」 ともに支え合い、いきいきと暮らすために

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

(施策体系)

1 理解・啓発活動の推進

障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進
行政職員における障がい者理解の促進
障害者週間における啓発の推進
交流の場の充実
精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対する理解の促進

2 学校や地域における福祉教育の推進

学校教育における福祉教育の充実
生涯教育における福祉教育の推進
体験学習の推進
教職員に対する研修の充実

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者差別解消の推進
障がい者優先調達の推進による障がい者に対する理解の促進
町職員に対する研修の実施

4 権利擁護の推進

成年後見制度の普及
障がい者の権利擁護の充実
福祉サービス利用援助事業の推進

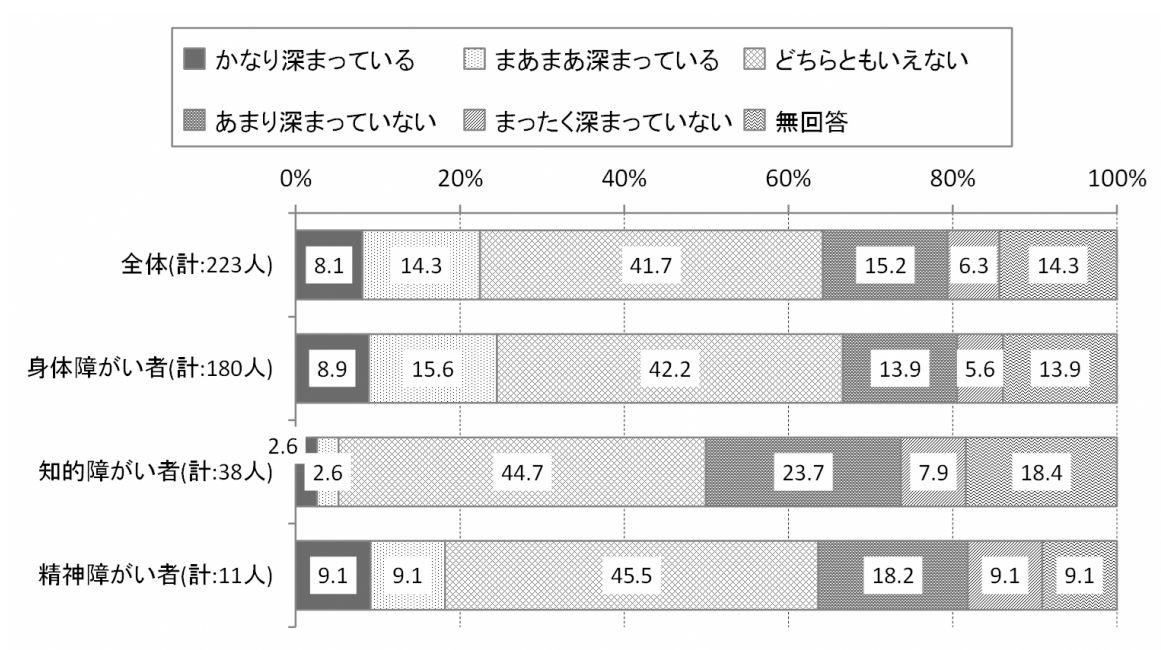
アンケート調査結果では、どのような機会に障がい者への差別や偏見があると感じるか尋ねたところ、「特に感じない」と回答した人は51.6%と半数となっていますが、一方で、障がい者の約3割(28.7%)は何らかの差別や偏見を感じていると回答しています。具体的な差別の内容として、「まちかどでの人の視線」を挙げた人が最も多く、9.9%、次いで、「交通機関や施設の整備」(7.6%)、「仕事や収入」(7.2%)などが挙げられています。

第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策
 (3. 「交流」 ともに支え合い、いきいきと暮らすために)

また、障がい者に対する町民の理解について、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合は21.5%になっています。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者、精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークに取り組む必要があります。

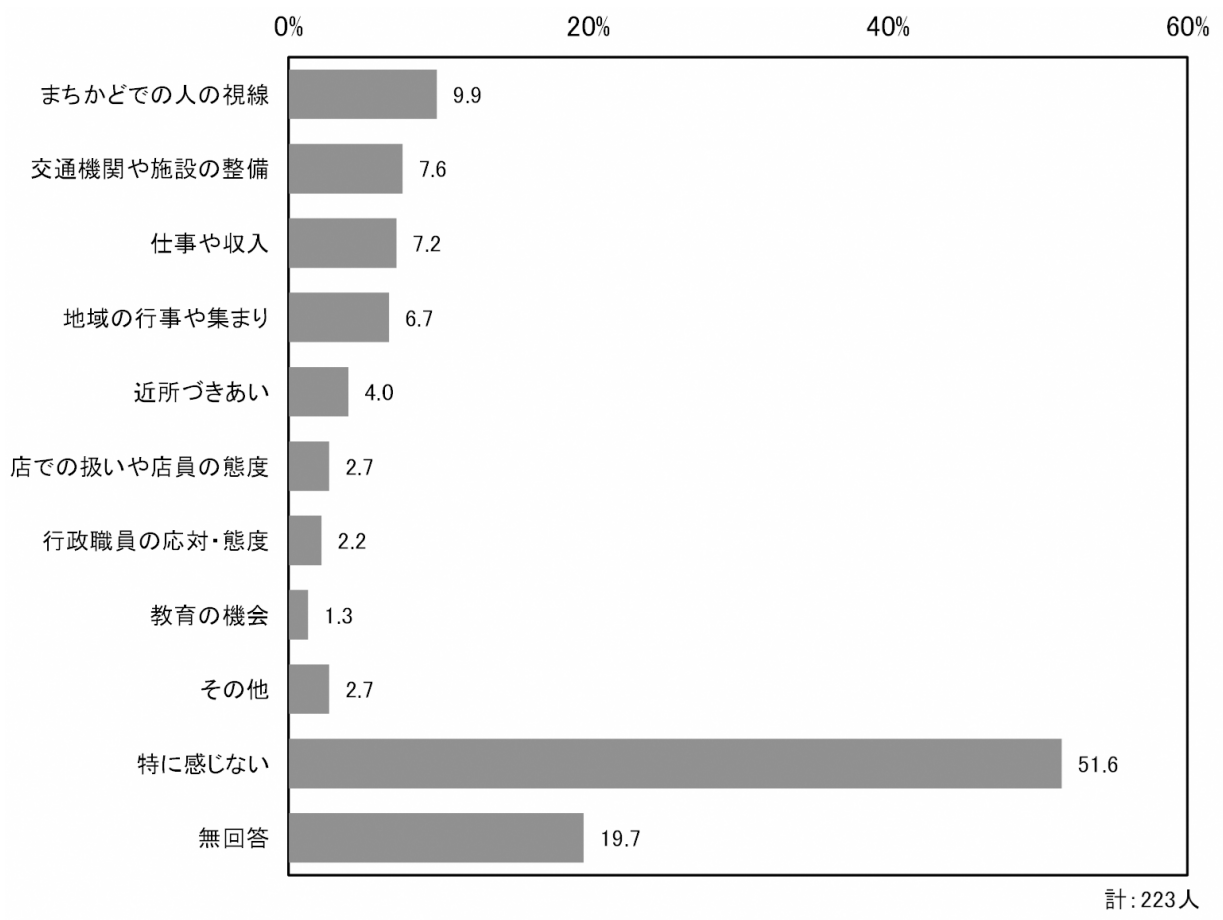
図表 18 障がい者に対する町民の理解について



資料：アンケート調査

平成 28 年度

図表 19 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



資料：アンケート調査

平成 28 年度

1 理解・啓発活動の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進	町の広報紙やホームページを利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などの啓発パンフレットやホームページ等の有効活用を図り、併せて人権教育を推進し、障がいのある人に対する差別の防止や理解の促進に努めます。
行政職員における障がい者理解の促進	町職員に対しても、障害者差別解消法に基づき、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう研修等を実施するとともに、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。
障害者週間における啓発の推進	「障害者週間」(12月3日から12月9日)や「人権週間」(12月4日から12月10日)などにおいて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発事業等で障害者総合支援法の周知に努めるなど、広く啓発・広報活動に取り組みます。
交流の場の充実	障がいのある、なしにかかわらず、だれもが参加できる地域の催しを企画することで、様々な人が交流できる機会と場を提供します。また、町民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。 地域の障がい者福祉にかかわる様々な団体や障がい者団体との協働関係に基づいた事業実施についても検討します。
精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対する理解の促進	特に立ち後れていると考えられる精神障がい、内部障がい、発達障がい等のある人に対しての地域の理解を浸透させていくための取組みを実施していきます。

2 学校や地域における福祉教育の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
学校教育における福祉教育の充実	障がいのある、なしにかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要です。本町においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

施策名	内容
生涯教育における福祉教育の推進	障がい者福祉に対する町民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、町民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。
体験学習の推進	車いすに試乗する機会を提供するなど、障がいのある人の不便さを疑似体験し、理解を深める機会の確保・拡充に努めます。
教職員に対する研修の充実	教職員に対する人権教育の研修をさらに充実させ、障がい児等特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する理解を深める取組の充実を図ります。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
障がい者差別解消の推進	国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
障がい者優先調達の推進による障がい者に対する理解の促進	障がい者施設からの優先調達の推進により、障がい者に対する理解の促進を図ります。
町職員に対する研修の実施	行政手続きや選挙などにおいて、障がい者への配慮について対応要領を作成し、職員に対する周知と職員対応の向上を図ります。

4 権利擁護の推進

〈具体的な施策〉

施策名	内容
成年後見制度の普及	成年後見など、権利擁護に関する啓発や研修を行うとともに、市民後見人を養成し、成年後見制度など必要な支援につなぐ人や支援する人を育成します。また、法人後見を推進、支援します。
障がい者の権利擁護の充実	関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)に関する研修会や講座等への参加を勧奨し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進します。
福祉サービス利用援助事業の推進	判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいがある人が、地域で生活するうえで必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを受ける福祉サービス利用援助事業を推進します。

(2) 情報化の促進とコミュニケーションの支援

(施策体系)

1 情報提供の充実

相談機関の周知

障がい者やその家族の不安感を低減するための情報の充実と周知の徹底
説明会や研修会の実施

2 交流・ふれあいの場の充実

地域における交流機会の充実

ふれあいの場の充実

障がい者諸団体の活動支援

コミュニケーション手段の充実

I T講習会の開催

3 外出・移動支援の充実

外出支援サービスの充実

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人への外出支援

移動支援サービスの利便性の確保

公共交通機関の利便性の確保

福祉制度や生活に関するさまざまな情報を、必要なときに簡単に入手できるような情報提供の仕組みが必要です。情報提供にあたっては、視覚障がい者や聴覚障がい者に対する配慮が必要なことは言うまでもありませんが、あらゆる障がいのある方に配慮した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

本町では、「広報玄海」や町のホームページでサービス等の周知を図っていますが、近年の制度変更もあって、障がい者とその家族にその内容が十分に伝わっていないおそれもあります。

アンケート調査結果をみると、町が実施する福祉施策に関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは家族・友人・知人であり、それに次いで町の広報誌（広報玄海）やホームページとなっていました。それぞれの障がいによって情報収集のしやすさ、情報の伝わりやすさが異なることに配慮し、情報発信においても関係機関と

の連携が必要と考えられます。

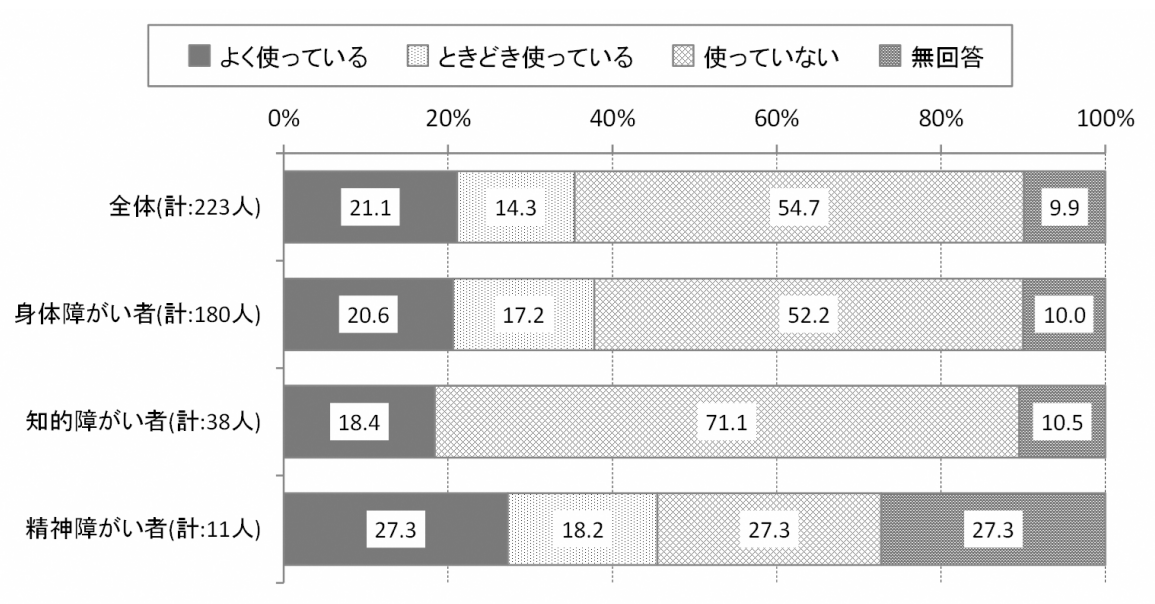
携帯電話やメール、インターネットの利用率は全体では 35.4%であり、障がい者の3人に1人が利用していることが分かります。特に精神障がい者の利用率が高い(45.5%) ことが分かります。

情報通信技術の急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらす一方で、情報機器の利用機会及び活用能力による格差という新たな問題を発生させました。行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

今後、インターネット等の利用啓発も含め、障がい者が十分にその恩恵を実感できる生活の実現を図る必要があります。

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立にもつながります。

表 20 携帯電話やメール、インターネットの使用状況

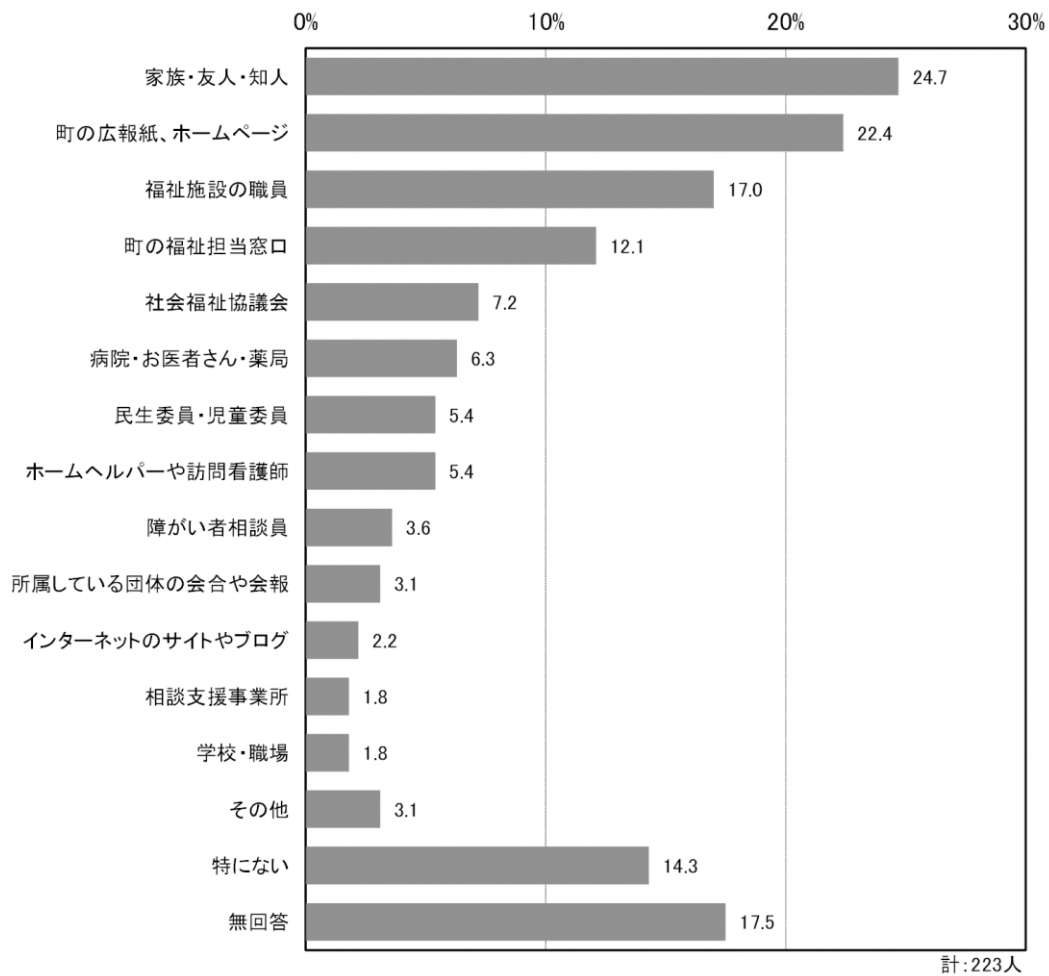


資料：アンケート調査

平成 28 年度

第3章 各分野における現状と課題及び具体的な施策
 (3. 「交流」 ともに支え合い、いきいきと暮らすために)

図表 21 町が実施する福祉施策について何で知るか



資料：アンケート調査

平成 28 年度

1 情報提供の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
相談機関の周知	相談窓口や相談機関などについて、窓口での配付資料や町報「広報玄海」、町ホームページ等による周知を充実します。
障がい者やその家族の不安感を低減するための情報の充実と周知の徹底	障がい者に対する各種サービスの出発点となる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付についての周知を徹底します。また、各種サービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、町民の誰もが手軽に入手できるよう、町報「広報玄海」や町ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。
説明会や研修会の実施	特別支援学校や施設・事業所などの関係機関との協働により説明会や研修会を開催し、各種サービスの内容・利用方法や制度等の情報提供の充実に努めます。

2 交流・ふれあいの場の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
地域における交流機会の充実	地域のイベント・行事等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め、相互交流を促進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人たちの集まりに地域住民が参加していけるような仕組みづくりについても取り組んでいきます。
ふれあいの場の充実	障がいのある人と地域住民の交流を活発にし、地域における日常的な関わり合いの中で一人ひとりの生活状況に応じた交流ができるよう、気軽に集まり、相談もできるような場を設けるなど、お互いにふれあうことのできる機会の充実を図ります。
障がい者諸団体の活動支援	障がい者諸団体の各種活動の活性化、会員数の増加につながるよう、支援の充実を図ります。
コミュニケーション手段の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
IT講習会の開催	障がいのある人の情報の入手やコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、障がいのある人を対象とした電子メールの送受信等のパソコン操作に関する講習会の実施を推進します。

3 外出・移動支援の充実

〈具体的な施策〉

施策名	内容
外出支援サービスの充実	障がいのある人の外出や移動の利便性を高めるため、移動支援や行動援護といった外出支援サービスの充実に努めます。
聴覚及び音声・言語機能障がいのある人への外出支援	手話奉仕員・要約筆記奉仕員、手話ボランティアなどの手話や点訳、朗読といったコミュニケーション支援事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。
移動支援サービスの利便性の確保	福祉バスやタクシー等の利用に関する便宜を図ることで、障がいのある人の移動手段について、利便性の確保に努めます。
公共交通機関の利便性の確保	障がい者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障がい者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めています。



第4章

計画の推進体制

1. 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。住民福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2. 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、住民福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。



参考資料

1. 第2次玄海町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく第2次玄海町障害者計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2次玄海町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画策定の内容に関すること。
- (2) その他障害者計画に関し、必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、町長が委嘱する。

2 委員の定数は、次に定める定数以内とする。

- (1) 障害者団体関係者 3人
- (2) 就労関係者 1人
- (3) 学校関係者 1人
- (4) 福祉関係者 7人

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(謝金)

第7条 委員の謝金は、日額5,500円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成28年10月28日要綱第45号）

この要綱は、平成28年10月28日から施行する。

2. 第2次玄海町障害者計画策定委員会委員名簿

区 分	団 体 名	役職名	氏 名	備考
障害者団体	玄海町身体障害者会	会長	小山 悟	
障害者団体	玄海町手をつなぐ 育成会	会長	八島 晴樹	委員長
就労関係	唐津上場商工会	事務局長	西尾 達也	
学校関係	玄海みらい学園	学園長	岩崎 一男	
福祉関係	玄海町民生委員・ 児童委員協議会	民生委員・児童委員	八島 一郎	副委員長
福祉関係	玄海町民生委員・ 児童委員協議会	主任児童委員	山崎 美佐子	
福祉関係	玄海町社会福祉協議会	局長	渡邊 藤江	
福祉関係	玄海町ボランティア協議会	会長	渡邊 晋	
福祉関係	佐賀整肢学園からつ医療 福祉センター	生活相談員	中島 亮	
福祉関係	社会福祉法人 まつら会	課長	南島 敏浩	
福祉関係	玄海町保健介護課	保健師	松本 弥生	

3. 用語解説

【あ行】

▶ 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

▶ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービス。

【か行】

▶ 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行うサービス。

▶ ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。介護を要する人のニーズごとに、多方面のサービスを組み合わせ提供する方法。

▶ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービス。

【さ行】

▶ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。

▶ ジョブコーチ（職場適応援助者）

就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごし、働きやすいように援助を行ったりすることを業務とする人。また、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを業務とする人。

▶ 身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

▶ 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

▶ 精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

▶ 精神障がい者保健福祉手帳

平成7年10月、精神障がいがあり、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある人を対象に創設された。手帳の交付を受けた人には、関係行政機関などの協力により、各種のサービスが提供され、精神障がいのある人の社会復帰、社会参加を図ることを目的としている。

▶ 成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

▶ 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービス。

【た行】

▶ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

▶ 知的障がい者

知的機能の障がいがあるが未発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

▶ 特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

▶ 日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

【は行】

▶ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ パブリックコメント

行政機関が政策の立案等をするに当たって、事前に案を示し、その案について広く意見や情報を募集する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

▶ 福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の働く権利を保障する場。小規模作業所などを指すことが多い。

▶ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービス。

▶ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後等において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まってその児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービス。

【ら行】

▶ 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。

第2次玄海町障がい者計画

平成29年3月

編集・発行 玄海町

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

TEL. 0955-52-2111 (代表) FAX. 0955-52-3041
